

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 1 3 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日(水) 1 4 時 0 0 から 1 6 時 0 0 分まで

■開催場所

篠山市役所 本庁舎 3 階 3 0 1 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 1 2 名
- (2) 執行機関事務局 4 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

4 名 (うち、記者 3 名)

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	緊急時配布における職員割り当て人数の考え方 (案)
資料-2	安定ヨウ素剤事前配布日程 (案)
参考資料-1	「ヨウ素剤少なくとも 5 自治体で転出者から未回収」 NHK ニュース 9 月 27 日
参考資料-2	「安定ヨウ素剤 被曝 8 時間以内、4 0 % 効果」 朝日新聞医療サイト 9 月 1 9 日掲載
参考資料-3	「ヨウ素剤事前配布検討も 原発 3 0 キロ圏孤立集落」 中日新聞 9 月 2 9 日
参考資料-4	H27 夏季防災研修 ワークショップのまとめ (原子力災害のケース) 篠山養護学校 職員防災研修担当
参考資料-5	大津市原子力災害対策避難計画
参考資料-6	消防団員 340 人が研修 神戸新聞 (2015 年 9 月 7 日)
参考資料-7	原発災害へ心構えを 丹波新聞 (2015 年 9 月 10 日)

参考資料-8	滋賀県の原子力防災対策
参考資料-9	原子力防災のしおり（滋賀県）
参考資料-10	滋賀の原子力災害対策について知ろう

■会議次第

1. 開 会

2. 報 告

- (1) 篠山市医師会、薬剤師会に対する「原子力災害時の被ばく防護等についての研修会」の実施について

9月24日（木）実施 医師：22名、薬剤師9名 参加

10月14日（水）実施 診療所医師：3名、保健師：8名、看護師：4名、
小・中・養・幼・保 学校園長 27名 参加予定

- (2) 乳幼児健診について

- (3) 原子力災害対策指針（改訂）に対する意見書について

京都府京丹後市長、与謝野町長、滋賀県大津市長、彦根市長、米原市長
平成27年6月19日提出

3. 協 議

- (1) 安定ヨウ素剤緊急時配布について

- (2) 安定ヨウ素剤事前配布について

4. その他

- (1) D委員からの資料提供

- ①「ヨウ素剤少なくとも5自治体で転出者から未回収」

NHK ニュース 9月27日

- ②「安定ヨウ素剤 被曝8時間以内、40%効果」

朝日新聞医療サイト 9月19日掲載

- ③「ヨウ素剤事前配布検討も 原発30キロ圏孤立集落」

中日新聞 9月29日

- (2) 神田委員からの資料提供

- ①H27 夏季防災研修 ワークショップのまとめ（原子力災害のケース）

篠山養護学校 職員防災研修担当

(3) 守田委員からの資料提供

- ①大津市原子力災害対策避難計画
- ②消防団員 340 人が研修 神戸新聞 (2015 年 9 月 7 日)
- ③原発災害へ心構えを 丹波新聞 (2015 年 9 月 10 日)
- ④滋賀県の原子力防災対策
- ⑤原子力防災のしおり (滋賀県)
- ⑥滋賀の原子力災害対策について知ろう

5. 閉 会

■会議録

1. 開 会

事務局 (課長)	<p>それではただいまから第 13 回目となります、篠山市原子力災害対策検討委員会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>開会の前に資料のご確認をさせていただきたいと思います。多くの資料を付けさせていただいていますが、まず資料 1 といたしましては「緊急配布時における職員割当て人数の考え方 (案)、資料 2 といたしましては「安定ヨウ素剤の事前配布日程案」、参考資料 1 といたしまして「ヨウ素剤少なくとも 5 自治体で転出者から未回収」、参考資料 2 といたしまして「安定ヨウ素剤 被爆 8 時間以内 40% 効果」、参考資料 3 といたしまして「ヨウ素剤検討も 原発 30 キロ圏孤立集落」、参考資料 4 といたしまして「H27 夏季防災研修ワークショップのまとめ」、参考資料 5 といたしまして、「大津市原子力災害対策避難計画」、参考資料 6 につきましては「消防団員 340 人が研修」という新聞記事、参考資料 7 につきましては「原発災害へ心構えを」という新聞記事、参考資料 8 といたしまして「滋賀県の原子力防災対策」、参考資料 9 といたしまして「原子力防災のしおり (滋賀県)」、参考資料 10 といたしまして「滋賀の原子力災害対策について知ろう」というものでございます。以上、多くの資料になっていますけども、欠落・過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>そうしましたら委員長のほうに進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>はい、みなさんこんにちは。今日は第 13 回の原子力災害対策検討委員会ということで、今日の報告事項の中では、ようやく事前配布に向けての取り組みがいよいよ具体化してきたということで、9 月 24 日には医師会の先生方あるいは薬剤師さんを対象に研修会を開催することができました。これ</p>

	<p>についてはA先生に大変お世話になりました。また、今日もですね、市の医師の関係等対象者を別にして研修会を開催させていただいて、これでとりあえず該当する医師等については、一度は研修を受けていただけるような形になっております。そういったことで、今日はまた事前配布等について、事務局のほうから説明をさせていただいて、また委員のみなさんからいろいろなご意見を頂戴する中で、事前配布がなんとかスムーズに進むような形に持っていきたいというふうに思っておりますので、今日もまたお忙しい中お世話になります。よろしくお願いいたしますを申し上げます。</p> <p>それでは報告事項ということで、先程申し上げましたが、まず(1)から報告をお願いします。</p>
--	--

2. 報告

(1) 篠山市医師会、薬剤師会に対する「原子力災害時の被ばく防護等についての研修会」の実施について

事務局(課長)	<p>それでは失礼します。事務局のほうから報告をさせていただきます。先程委員長のほうからもございましたけども、篠山市の医師会並びに薬剤師会のほうからも研修を実施したいというようなご意見等ございましたので、A委員にお世話になりました。原子力災害時の被曝防護についての研修会を9月24日に実施をさせていただいております。医師会からの参加については22名、薬剤師会から9名参加していただいて、31名の参加で開催をさせていただいております。本日この後5時半からですけども、同じくA委員にお世話になって、診療所の医師、看護師、それから健康課の保健師と、それから教育長のほうから、教育現場でも知っておく必要があるんじゃないかということで、今回小学校、中学校、養護学校等の校長、園長先生27名も本日参加をしていただいて、講演を聞いていただくという内容になっております。それが一点目でございます。それから、医師会等で24日の研修を受けていただいて、再度の研修というよりは事前配布に向けた説明会、配布当日に向けた研修を今後行う必要があるのではないかなというご意見が出ておりました。以上です。</p>
委員長	はい。ではこの報告について何かご質問なりご意見ございますか。
A委員	よろしいですか。この後の医師会の反応なんですけども、今おっしゃったのはそのまま当日配布の説明会でよいという反応だけでしたが、もっと詳細な実施にあたっての問題点とか、そういう提議とかはなかったですか。
事務局(課長)	その研修会の後、医師会の会長等とお話をさせていただいて、今おっしゃっていただいた、さらに具体的な内容等の研修会までは必要ではないとい

	うようなご意見でございました。
A 委員	当日は、総論ではもちろん賛成というご意見は倫理的な立場からいただいておりますけれども、具体的に実行するとなれば多々問題があるんじゃないかという意見もあったように私自身は感じましたので。総論ではもちろん大賛成ということで、安心はしたんですけども、実際そちらの現場のほうにどういう声が届いてるかなというのがちょっと気になりましたので。無ければ結構なんですけども。
事務局（課長）	個々の医師の中にはいろんなご意見をお持ちの方もおられましたけども、医師会としてはそれで大丈夫だろうという認識でおられますけども。
委員長	補足させていただいて、ちょっと今まで医師会への関わりが薄かったので、これ以降ですね、いよいよ実施に向けてですから、医師会の会長さん等とこまめに連絡を取って、十分理解をいただいて進めていけるように、担当のほうにはこまめな連絡を取るよという結果ですので、また何かありましたら調整させていただきたいと思います。 他、よろしいですか。そしたら、また何かありましたら言っていただいたらいいんですが、2 番目の「乳幼児健診について」にいかせていただきます。

（2）乳幼児健診について

事務局（課長）	2 点目の乳幼児健診についてですけども、前回の委員会の中で、乳幼児健診がどのようなサイクルであるのかというようにお話が出ておりましたので、こちらで確認させていただいたことを報告させていただきます。篠山市におきましては、4 ヶ月から 1 歳 7 ヶ月、2 歳児、3 歳児というサイクルで健診を行っておりますので、3 歳児の健診時にたとえば事前配布に向けての案内なりをお配りさせていただいて、配布に向けた周知等ができるんじゃないかというふうに考えております。
委員長	はい、今の件はよろしいでしょうか。また何かあったらご発言ください。それでは 3 番目にいかせていただいて、「原子力災害対策指針（改訂）に対する意見書について」、これも前回出たものですね。

（3）原子力災害対策指針（改訂）に対する意見書について

事務局（課長）	前回参考資料ということで提供していただいた中で、こういう形で 5 市町が意見書を提出するに至った、その関係性等ということで、こちらから確認させていただいたものを報告させていただきます。
事務局（係長）	失礼します。前回ありました、京丹後市、与謝野町、大津市、彦根市、米原市から原子力規制委員会あてに出た意見書なんですけども、これを中心

	<p>になってまとめられた京丹後市総務課に確認をさせていただきました。これは、4月22日に原子力災害対策指針が改定されて、UPZ圏外の防護策が削除されました。このことを受けて、京丹後市は高浜原発から一番近い所で30.9kmとなっておりまして、削除されたことによって危機感を感じられ、独自に全国の原発から30kmを少し超えたところの自治体を調べて声をかけて、賛同を得られたということです。青森県から福岡県の三十数自治体に声をかけられて、賛同いただいたのがこの京丹後市以外の4市町ということで、その5自治体で意見書を提出されたとのことでした。これはシミュレーションでその自治体が基準値を超えとか超えないとか、そういうことを選んだということではなしに、単純に30km圏外の近い所で、どうしたらよいかというところを抽出されてお声掛けをされたという回答をいただきまして、ちなみに篠山市のほうには声はかけておりませんということで、回答を得ております。以上です。</p>
委員長	<p>はい。前回に不明だった分についてしらべてもらいましたが、これについていかがですか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、そうしましたら報告事項については以上ということで終わらせていただきまして、次に3.協議事項の(1)安定ヨウ素剤緊急時配布についてということで、協議に入らせていただきます。事務局お願いします。</p>

3. 協議事項

(1) 安定ヨウ素剤緊急時配布について

事務局(課長)	<p>はい、それでは失礼します。資料1のところ、緊急時災害が起こった場合に市の職員がどのような形で動いていくのか、それぞれの割り振りを考えておるところでございます。正規職員がざくっとですけども450名おりまして、そのうち専門職と言われる部分が120名おります。診療所の医師、看護師、また消防本部で70名、それから保育園、幼稚園の先生等につきましては、それぞれの業務が専門的なものということで、それぞれの業務にあたっていただく形になります。それを差引きますと、一般職で400名という形になっております。520名のうち正規職員が450名、それと非常勤等の職員ということで、本庁、第2庁舎勤務の94名のうち70名程度割り当てをさせていただいて、行動に移りたいというふうに考えております。</p> <p>一つは、261の自治会への安定ヨウ素剤の配布ということで、301名、数の根拠については後ほど説明をさせていただきます。それと、自治会以外で受け取りを想定していますので、6拠点ということで、市民センター、城東支所、ハートピアセンター、西紀支所、丹南健康福祉センター、今田支所ということで、それぞれ人口規模に応じて職員の割り当てをしており</p>
---------	---

	<p>ます。大きい所では 10 名、それ以外のところでは 5 名を配置して、全部で 40 名の配置を考えております。残ります本部ということで、59 名ですけれども、災害対策の本部要員ということで、部長級並びに市民安全課等の職員と、情報収集にあたる総務の部署であったり同じくマスコミ問い合わせ等に対応する部署、また広報、ホームページあるいは無線による情報提供等をするメンバーということで、36 名を想定しております。それと、福井県の若狭町からの受け入れということで、今市内では 6 箇所受け入れ予定になっておりますので、それぞれ 1 箇所につき 1 名が受け入れ施設に向いて受け入れ態勢を取るという形です。その他につきましては 17 名を想定しておりますけれども、それぞれの課への電話問い合わせ等にあたってもらう者ということで 17 名を想定しております。①ですけれども、正規職員 450 名程度が居るわけですけれども、専門職として 120 名を除きますと、安定ヨウ素剤に関わる人数が 330 名となっております。261 の全自治会への配布の割り当てをしますと、本部運営に係る人数が 69 名しか残らないということで、正規職員だけでは人数が足りないということで、非常勤職員を含めた形で対応をしたいというふうに考えております。そして担当職員につきましては、地域職員会、サポート職員を中心といたしまして、年度当初にそれぞれの自治会へ割り当てていきたいというふうに思っております。割り当ての人数ですけれども、それぞれ自治会の人口に応じて割り当てを想定しております。概ね自治会員 300 名に対して職員を 1 人割り当てるという形を考えております。それ以降 600 人までで 2 人体制、600 人から 900 人までが 3 人体制、900 人以上で 4 人体制、住吉台につきましては 2859 名の住民がおられますので、10 名ということで、301 名の正規職員と、それを補佐するという形でそれぞれ 1 名から 3 名の職員を配置して、40 名の非常勤職員が正規職員の補佐をするという考えでおります。それとあわせまして、消防団員の協力によりまして、正規職員の同数をそれぞれ自治会への配布に協力を仰ぎながら、配布をしていきたいというふうに考えております。なお、自治会の施設、公の施設に配布を考えておりますけれども、その後配布にあたりまして、自治会の役員さんであったり、たとえば民生委員さんをお願いして配布する等も考えられますけれども、まだ今のところ十分自治会長会と協議もできておりませんので、市の職員が自治会の公共施設に安定ヨウ素剤を持っていきまして、その場で各自治会の会員さんに配布をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
委員長	今後の動きは？
事務局（課長）	今後の動きにつきましては、自治会長会との協議はもちろんですけれども、消防団の団長等とも詰めながら具体的な動きを進めていきたいというふう

	に考えております。
委員長	はい。この件について何かご質問なりご意見ございますでしょうか。
B 委員	今、最後のところで、自治会長会がすりあわせがまだ十分じゃないので、当面は職員が直接配布するという説明だったんですけども、ここには旧薬事法に抵触するためというふうに書いてあるんですけども、ここをもう少し教えていただけますか。
事務局（課長）	基本的には自治体の職員が配布するというふうに指針でも謳われていますので、職員が行きまして直接、各公民館であれば公民館に集まっていた方に説明の後渡させていただくというような形ですけども、時間的余裕がない場合にどうするかとか、施設に入って配布するほうが被曝する可能性が少ないということで、建物の中に入る場合にどういう形で配布するのかというようなことのすりあわせがまだできていませんので、今のところは旧薬事法等に抵触するというところで、地方公共団体の職員が手渡すということになっております。
B 委員	職員が渡すというのは変わりなくて、その補助をお願いするということが今後考えられるということですかね。
事務局（課長）	そうですね。
A 委員	よろしいですか。まず人の数ということで提示されたんだと思うんですけども、緊急配布という前提の前に戸別配布というのがあったわけですよ。一番僕が知りたいのは、この数を割り出されたのにはね、まずアナウンスをして、自宅にある人は緊急配布をしますと言われても取りに来なくていいわけですよ。それだと、人数全部書いてありますけども、これは2次元軸、いわゆる平面の広がり軸でして、それのもとになった時間軸というのがあると思うんですよ。たとえば、原子力規制委員会からステージいくつだという報告があって、それに則って配布をしろというアナウンスがあるわけですよ。そこから自治体が動き出すわけですから、その手順があって人数が割り出されたとしても私も考えるんですけども。ですから、一つ教えてほしいのは、今回災害の時に問題になりましたのはどんな方法で取りに来る人に対するアナウンスメントがあって、それは別に考えてらっしゃると思うんですけど、何%ぐらいの方が取りに来ると想定されてこの人数は割り出されたんですか。本当は事前配布で持つてはるわけですよ。それで足りないところあるいは失くした人なんかはこれで取りに来られるという想定ではないんでしょうか。それをちょっと教えていただきたいです。
事務局（課長）	事前配布は今のところ市民全員に配布するといっても希望者のみという形で配布をさせていただきますので、それ以外につきましても拠点等でもさ

	<p>らに備蓄をさせていただいて、緊急時にはその分の配布をしていきたいと考えておりますけども。</p>
A 委員	<p>要はね、住民のどなたに渡してどなたに渡してないかという把握というのは結構大事になってくるというふうに医師会の方も言ってますでしょ。ですから、事前に配布なさって、ヨウ素剤を欲しいと言われる方、要らないと言われる方、その調査があるとして、要らないと言われた方が緊急の時に取りに来られるという想定ですか。それとも渡さなかったという前提ですか。要はね、拒否された方が渡していないという扱いになっちゃった場合に、あとからどのようにその方を扱うのかとかね、けっこういろいろ問題が出てくるというふうにお聞きしてたんですけども、それはいいんですかね。医師会の方からそういう質問もあったんですよ。</p>
事務局(課長)	<p>今考えているのは、事前配布された方の分も含めて配布をさせていただくというふうに考えてますけども。事前配布の時に拒否された方についても、緊急時でありますので、自治会であったり拠点であったりで配布をするべきであるというふうに考えております。</p>
事務局(部長)	<p>補足の説明をさせていただきます。先程 A 先生がおっしゃいましたように、時間軸のことについても今まとめているところでございますが、まず原災法の第 10 条ですね、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上のものが出ていと発表された段階で、災害対策本部を設置して、あらかじめ 10 条通報があったらヨウ素を配るということを決めておりますので、本部会議を開催するとともに市長がヨウ素剤配布を決定します。その後、これは内部でも揉めたんですが、261 の自治会すべてに配りに行くのか、どこか拠点を決めて 3 集落に 1 箇所にするのかというような議論をしたんですが、各自治会へ市の職員が行こうという方向を今回我々は持ちまして、そこへ行くときには各自治会の方の分すべての個数を持っていくと。事前に配布しているかどうかというリストを照合するような状態ではないと考えておりますので、既に渡している人に対しても欲しいということであれば渡すということで、準備してまいりたいと考えております。それと、各自治会に職員が配りに行くんですが、引き揚げ時期については今のところ決めておりません。やはりその自治会では概ね避難されたとか、取りに来られない状況というのは 1 時間後なのか 5 時間後なのかわからないので、時間軸のことを皆様にお示しできないのは、そういうところが行政内部で詰まっていないということで、とりあえず全自治会に行くという方針です。それと、10 条が発令されましたら概ね 15 分ぐらいでヨウ素剤配布と避難勧告ができると思っているんですが、避難勧告を決定次第自治会長さんへ連絡をしていく、防災行政無線というのが篠山市にはございますので、防災行政無</p>

	<p>線での広報、屋外スピーカーでの放送、それから緊急速報メール、篠山市内にいらっしゃる方すべての携帯電話に自動的に届くメールで知らせる、市のホームページへの掲載、篠山市の広報車での巡回、この広報車は台数が限られているんですが、それに加えて消防団が 66 台の消防車両を持っておりますので、それを稼働させて、こういう事態になっています、ヨウ素剤については各自治会公民館で配布しています、というふうなことの広報活動を進めていきたいと思います。時間軸のことについては、次回等でまたお示ししたいと考えております。以上です。</p>
A 委員	<p>ありがとうございます。ただ、我々が最初の時に申し上げた、「被曝を英雄的行為と取らないでほしい」と私申し上げたんですが、これは医療被曝でもそうなんですけども。非常に自治会の方の負担が大きくなるんじゃないかなと。残ってるかどうかわからない方に対して、各戸に対して配布するというのは、どこに責任があるかということで最後まで残る問題になると思うんですよね。そういうことがないために事前配布ということの問題にしてきたんだと実は思っているんで、ここで各論を言っても長くなりますのでやめますけども、自治会長さんあたりがそこらへんをどのようにとらえてはるか僕はちょっとわからないんですけども。</p>
C 委員	<p>すいません、長い間業務等の都合がつかなくてずっと欠席してましたことを先にお詫びします、すみませんでした。</p> <p>これはおそらく、月曜日から金曜日の午前 9 時から夕方 5 時までの 8 時間の間でしたらこういう対応ができると思うんですけども、そうしましたら 24 時間のうちの 8 時間ですから、3分の 2 はこういう体制が取れない、そして土日を入れてしまったら 4分の 1 はこういう体制が取れますけど、残りの 4分の 3、75%ではこういう体制がおそらく取れないんじゃないかと思いました。それと、ひょっとしたら私が欠席しておる間にこの議論が出たのかも知れないですけども、そもそもこれは、緊急時になるということは、地震か津波かテロだと思います。そうした時に、地震があったとしたら、この辺りも道路がおかしくなって、火事が起こって、消防隊も出て行ってしまって、道が混雑してて、というふうな状況になってると思うんです。そうした時に、職員の方が自分の車で逆行していくというのは、相当無理があるんじゃないかという印象を受けました。以上です。</p>
委員長	<p>ということは、結局・・・</p>
C 委員	<p>極論を言ってしまったら、事前に配ってるんだから、(緊急時配布は) なくていいんじゃないかと。極論ですよ。その時に、ヨウ素剤を 1 個配るよりもものすごく大事なことが出てくると思うんですよ。</p>
A 委員	<p>ちょっとだけ引き継ぎますとね、本当はアナウンスをしていただいて、こ</p>

	<p>ここにいますから取りに来てくださいというのに徹したほうがいいんじゃないかという議論があったと思うんですよ。市の職員はそんなことしとる場合じゃないんじゃないかという議論があったと思うんですよ。まして自治会の配布に携わる方々にまで、居るか居ないか戸別訪問していただいてもういっぺん配りに行く、その時間を今 C 先生がおっしゃったような混乱の最中、しかも被曝しながらね、僕が先程英雄的行為と取らないでほしいと言ったのはそこらへんですよ。非常に責任感の強い自治会長さんなんかは、車も通らないところを最後まで自分だけ被曝しながら、居るか居ないかわからない各家を回るなんて、僕はそれほど意味のあることだと思わないです。それよりは、なんで事前配布が要るかって言ったら、はっきり言ったら事前配布をしておいて、それでももちろん失くしちゃったような場合があるだろうから、緊急時の場合にはここにありますよという定点を知らせておいて、そこに取りに来なさい、避難しながらそこに来なさい、そこが避難集合場所と同じだったら避難と配布が一緒になって一番安全じゃないか、という提議だったんですよ、C 先生。僕は先生の意見に全く賛成なんですけどもね。そこらへんはどのように考慮されたのかなと思って。</p>
事務局（部長）	<p>（緊急時配布では）戸別に配布するということは考えておりません。261 自治会がございますので、その公民館等へ取りに来ていただくという考え方です。それと、やはり心配しているのは高齢者の方が多いことです。ご高齢の方々についても欲しいとおっしゃることがあろうかと思ひまして、ご提案いただいたように 6 地区の拠点配布も同時にしながら、今のところ 261 の自治会の公民館等へ持って行って、そこへ取りに来ていただくという仕組みを今回提案させていただくということでございます。それと、C 先生からお話いただきました、休日とか夜間どのようにするのか、市の職員をどのように配置してそこへ行かせるのかということについて、やはりそういうようなものを組み合わせるのは難しい現実がございまして、本日ご提案できていないということで、夜間休日の職員の対応については現在検討中でございます。以上です。</p>
D 委員	<p>基本的な質問なんですけども、261 人の自治会へ配られる職員の方は、もしも夜間であったり休日の場合は、自宅から一度市役所なりへ取りに来て、それから自治会へ配りに行くという、そういうことになるんですか。</p>
事務局（部長）	<p>中学校単位であるとか旧町単位ぐらいで集積場を決めまして、そこへ取りに行ってから自治会へ行くということで、すべて本庁に集まるというふうなことは今のところ考えておりません。</p>
E 委員	<p>先程 C 先生が、地震などの災害が起こった場合のことを言われたと思うんです。大地震が起こった場合は、地域の方はだいたい避難所に集まられま</p>

	<p>すね。それは地域の学校の体育館ですとか公民館だと思んですけども、まず一点目にお聞きしたいのは、安定ヨウ素剤の受け取りをされる場所は公民館という想定だと思んですけども、仮に避難所としての体育館に多くの人が集まっている時に、その体育館にいる人たちにどう対応するかということが一つ聞きたいことです。それと土日ですとか夜間の場合です、これは市職員とか学校の職員もそうなんですけども、災害時に水防指令の3号配備が発令された時は、全職員が職場に集合するという、そもそもそういう規定があるんです。軽微な災害の場合は1号配備ですとか、その場合でしたら管理職だけとかいうことがありますけれども。原子力災害が起こった場合に、たとえば3号配備というものが篠山市の判断で発令できるのかどうかです。これは県単位ですと、神戸市ではそれほど影響が予測されなくても、原発に近い篠山市でしたら重度な影響が予測される場合には、原子力災害の3号配備というのは考えられるんじゃないかと思んですけども。そうしましたら職員が全員出勤ということになると思んです。その二点です</p>
<p>F 委員</p>	<p>ちょっとA先生、C先生のおっしゃってることと重複になってしまうかと思いますが、やっぱり事前配布を一生懸命にやってきたことは、できるだけ当日に配る労を少なくしようという、やっぱりその方が結果として多くの方がとっとと逃げる事ができるし、あとはまだ落とし込んでないですけどたとえば要介護者をどうするかとか、原発事故だけに限ったとしてもやる事がいっぱい出てくると思んですよ。だから、ヨウ素剤配布にすごく一生懸命になってるのを感じるんですが、職員の方たちをここにこれだけつぎ込んでしまうと、他の対応へ割くことがなかなかできないと思いますし、あともっとぶっちゃけて言えば、職員の方でも手が余ってるんだらとっとと逃げてほしいんです。特に若い女性の方で小さいお子さんのいる方、自分が逃げないと子供が逃げられないという場合は、やはり自分が逃げることを優先されることも、これだけとっとと逃げるって言うてるんだから、出てくると思んです。なので、やっぱり事前配布をすることの意義というのは、当日そのことに職員の力をできるだけ割きたくないということで、それはもうC先生がおっしゃるように地震とかの複合事態も考えられます。というか、最悪を考えたなら何やったら手が足りないということになるということは目に見えてはいるわけですけども。でもそういうことの余裕をできるだけ持つために、逆にどうしたら職員の方がヨウ素剤を当日配ることの手を減らすことができるんだろうかというふうに考えたほうがいいんじゃないかと思んです。あとでもう一度まとめて言いますけど、今日滋賀県の資料を持ってきたのは、ちょっと</p>

	<p>僕びっくりしたんですけど、滋賀県は実は小中学校、幼稚園、保育園等に備蓄を既に始めてるんですね。養護の小学校とかはもう備蓄していて、その場合に誰がどういう責任で配るのかとかまでは聞いてないんですけども。ただ、そういうところが、特に避難所とかになっている場合だったら一番合理的と言えば合理的で、そこに避難して集まってきた方にその場でぱっと配れるから、職員の方が一人でもそこに行けば。すごく効率的だなと思うんですね。そういうことを重ねて、できるだけ職員の方がその時に起こる他の事態にも対応できるようにしておきたい、あるいは夜中で職員の方が集まりにくい場合でも対応できるようにしたい。それで、人が余ったら職員の方もどンドン逃げていただきたい。ということから、もうすこし人員の割り振り方を考えられたほうが良いんじゃないかというふうに思います。</p>
事務局 (部長)	<p>よろしいでしょうか。まず E 委員からご提言ございました、避難所のほうへ配ってはどうかということなんですが、まず基本的には「とっとと逃げる」ですから、自治会単位の集会場で受け取っていただいた方はとっとと逃げてくださいよ、というような案内をしたいと考えております。それと、1 号から 3 号配備につきまして、おそらく市の判断で全職員の招集は可能だと思います。原災法第 10 条の情報が入った段階で全職員は招集するというような市の動きになります。それから、A 委員からも F 委員からもお話いただきましたように、職員についても他に業務があるであろうであるとか、早く逃げたほうが良いというようなお話もいただきましたが、市の立場として、本日は 261 の自治会の公民館単位に配りたいという原案を出させていただきまして、委員の皆様からいろいろなご意見をいただいた中で、修正するべきものは今後修正していきたいと考えております。以上です。</p>
G 委員	<p>緊急時配布があるということがわかれば、事前配布を受ける人の数が減ってしまうのは当たり前でね、やはり事前配布ありきで、それをやってどれくらいの方が受けるのかということで、次に考えるべき方法であって、この協議事項でまず緊急時配布がありきでやっちゃうと、事前配布は面倒くさいからみんな受けないということになっちゃうわけで。まず事前配布をやる段階で、緊急時配布があるということをアナウンスするんですか。その予定はどういうふうになってるのか。アナウンスするんだったら、事前配布の意味があまりなくなってしまうので、私は基本的にはまずは事前配布を中心にここではやって、その受診率が悪ければ緊急時配布を考えるという次の段階であって、初めから緊急時配布ありきでその論議を先やっちゃうと、事前配布を今までやってきた意味があまりないような気がしますけどね。</p>

事務局（部長）	おっしゃることはよく分かります。今日 G 先生からもいろいろと教えていただきまして、今後の市の取り組みに反映していきたいと思います。
委員長	<p>補足させていただきますと、要はこの議論というのは市が備蓄をした時点で、その備蓄したものをどうするのかという、本当はそれが進んでいないといけないのに、進んでいなかったと。先程言われた、事前配布についても議論がなされてきた、でもそれもなかなかうまく進んでないということで、ここ何週間か前から、週 1 回うちは幹部職員の政策会議をやっているんですが、そのすぐ後にこの問題について毎週議論を市長含めてさせていただくようになっています。そこで改めて事前配布はもちろんそうなんですが、緊急時にはどうするのか何も決まってないというようなことがあって、同時進行的に今市のほうで話をさせていただいていて、要は委員のみなさんにこれからもっといろんな声をお聞きして、どうすべきなのかということを考えていかないといけない。ちょっとやっぱり今日私自身が感じているのは、担当部署の事前配布を徹底的にやるんだというふうな部分が少し弱かったのか、来れる人だけ来られたらいいんじゃないかというような感じがあったのではないかと、もちろんスタッフの問題もあったりするんですけど、そのあたりを今後、事務局が今日どう感じたかわかりませんが、明らかに当日のことを考えたらやっぱり事前配布はもっとアピールをできるだけ多く、あるいは全員というふうな形にしていかないと。これはあくまで補完であって、市はやはり放ってはいけないというふうなことになるのかなと思います。ですからこれもスタートということで、またご意見いろいろいただけたらというふうに思います。</p>
E 委員	<p>事前配布と緊急時配布にまたがる話なんですけど、考え方の中に学校との連携という項目が書いてあるんですけども、今私が認識している学校の緊急時の対応としては、原子力災害が起こったら子供を家庭に引渡しするというふうに認識しているんです。そしたら子供としてはまず家庭へ行くわけで、家庭で事前配布を受けていればそこでヨウ素剤が服用できるんですけども、事前配布を受けていない家庭であれば、公民館なり拠点なりへ取りに行くことになると思うんです。その時に、親としては子供の分までもらってこられるのか、あるいは子供も受け取ろうと思ったら配布場所の公民館等へ家族全員で行って受け取る必要があるのか、そうなったら放射性物質が飛散している中で子供も一緒に外出していかないといけないわけで、リスクとしては高まると思うんですけど。その受取り方ですね、家族全員の分を代表者が受け取れるのかということ、それをまずひとつお聞きしたいんです。</p>
委員長	今の、学校は子供を帰すというのは、それは市の教育的な考え方ですか。

	それで間違いありませんか。教育長はちょっと言い方が違いますけどね、印象としては。
E 委員	そうですか。ただ今現在としては・・・
委員長	現在というのは、それは誰が決めている現在ですか。
E 委員	それは、今学校で薬を基本的に服用することはできないんです。ただそれは特別な家庭の依頼書があれば、与薬の依頼書というのを書けば学校で看護師なり養護教諭が子供に薬を飲ませることができるんですが。
F 委員	いや、それは学校の責任で、ということでしょう。たとえば学校で備蓄していて、そこに市の職員が行って配るのはもう学校の管轄を離れるわけでしょう、場所が学校であっても。
E 委員	そうですね。ただ、今現在はそこまで共通理解はできてないです。
F 委員	いや、要するに教員、学校が配るということに対して、配らないということになっているということでしょう。
E 委員	教員が飲ませるということが、今現在は難しいということですね。それで、一旦家庭に帰すということに基本的にはなると思うんです。話を戻しますと、代表者が家族の分を受け取りできるのかということが、まず疑問の一点目です。それで、もしそれができないのであれば、今現在の市民への情報提供として緊急時にいくら受け取れると言っても、子供を屋外に出して公民館まで一緒に取りに行っていたらかかないと緊急時に受け取ることはできませんということもきちんと広報していただいでですね、やはり事前配布が安全のためにはもっともよいというようなことも合わせて情報提供していただかないと、あとからなんぼでももらえるんやという認識では、それはリスクを伴うということを十分認識していただいたうえで、各家庭で判断していただきたいというふうに思います。
A 委員	たぶん今日ね、資料 1、資料 2 で緊急配布の話をされたのは、市の中での動きというか、これぐらい必要だったということで、さっきの G 先生の話じゃないですけど、一番大事なことは、緊急配布もチェックシートが無かったらできないんですよ。アレルギーの問題で。チェックシートをいつやるのかという、時間軸はわからないですけど、事前配布をする段階でチェックシートにアレルギー反応とか全部書いていただいて、もらう人ももらわない人もその時点で全部わかったうえで、次の緊急配布の話に移れるんであって。それができてからでは遅いということで、同時進行でこういう人数の割り当てから始めましたという、こうやって進みますよという、一つのアchievementという意味でのご報告というふうに承っておきますけども。まず事前配布がある程度になってチェックシートにこれぐらいの記入がありましたという報告を受けてから、さらにこれを検討したらいい

	んではないんですか。
事務局 (部長)	今お話を聞いてましたら、市の職員はより手厚くという思いが強すぎまして、事前配布の効果、事前配布に及ぼす影響というものに関しての考え方が少し足りなかったということで、少し反省しております。今いろいろご意見いただきましたので、事前配布がスムーズに多くの方に受けていただけるような形で、
A 委員	いや、多くというか、事前配布は実際に配布するしないに関係なくチェックシートの問題がありますのでね。事前配布と言いますか、事前チェックを受けてないと緊急時も渡せないですよ、怖くて。医師会から文句出ますよね。
C 委員	おそらく。
A 委員	医師会の方からの報告もそういう形でしてほしいんですよ。
事務局 (部長)	はい。
E 委員	先程の、仮に緊急時に子供が受け取ろうと思ったら本人が行かないといけませんか。
事務局 (課長)	そこまでの規定は指針等でも謳ってはいないんですけども。
委員長	家族の代表に渡せるんじゃないの？そういう意味でしょ、言っただけのは。
F 委員	家族の代表に渡せるようにしておいた方が絶対に効率的ですよ。
委員長	それはそうなるんじゃないの？
事務局 (課長)	事前配布の分は代理受領、今 A 先生が言っていたようにチェックシートで問題のない人は代理受領が可能だということです。
A 委員	ですからね、今緊急時の配布のことをそれ以上各論を言っても時間の無駄だと思っただけですよ。一生懸命人数の割り当てからやっていますよ、という報告を承った段階で、私議長じゃないのでこんなこと言うのもなんですけども、よろしゅうございませんか。それよりも事前配布のことをもう少し、今の E 委員の話ではないですけども、もう少しちゃんと確認するほうが大事じゃないかと思うんですけども。
委員長	はい。要は市としてもちょっとこの部分が遅れたところがあったものですから、ちょっとそういう報告をするという意味で出させていただいているので、またそれぞれご意見頂戴したいと思います。
F 委員	年末まではこれでいけますね。事前配布する前までは。
委員長	備蓄はしていますからね。それから学校関係は、学校のご理解はいずれにしてもしていただかないといけないということで、今日ですね、初めは代表者だけという予定だったんですけども、全施設の代表にまずは来ていただいて、勉強もしていただいて、今 E 委員がおっしゃったような内容についてはまた今後、事務局から教育長なりに振って、学校はどういうふうにな

	<p>るのかというようなことはまた議論を深めていきたいというふうに思います。</p> <p>ではそういうことにさせていただいて、事前配布についての説明をお願いします。</p>
--	---

(2) 安定ヨウ素剤事前配布について

事務局（課長）	<p>それでは失礼します。資料 2 ですが、現在考えている事前配布の事務局案でございます。年度内での配布を考えておりますので、今のところ一次配布ということで、3 歳から 18 歳以下という影響の大きい成長期の子供さんをお持ちの世帯をまず第一義的に配布をしていきたいというふうに考えております。日程としては、1 月 31 日から毎週日曜日ですが、午前と午後のそれぞれ 2 回ずつ、中学校区単位で開催をしていきたいというふうに考えております。会場については公の施設を考えておりますので、今後調整で確定次第ご報告させていただきますけれども、今はそれぞれの中学校区内の会場での開催を考えております。それから二次配布についてですが、一次配布が終わり次第二次配布ということで、3 月 3 日木曜日からそれぞれ土曜日と木曜日に開催をさせていただいて、木曜日につきましては夜間の開催、土曜日につきましては午後からの 1 回のみで開催をしていきたいというふうに思っております。比較的人口の少ない所、多紀、西紀、城東については木曜日に開催をさせていただきまして、それ以外の、丹南、篠山、今田につきましては、土曜日の午後を考えております。それから、三次配布といたしまして、それぞれ一次配布、二次配布に参加できなかった方を対象ということで、3 月 20 日（日）の午後からと、3 月 24 日（木）の夜間ということで、篠山地区内の会場と丹南地区内の会場、それぞれ公の施設を使いまして、配布をしていきたいというふうに思っております。一応、一次配布であれば丹南中学校区対象という形の表現をしておりますけれども、それぞれ参加していただく日にちにあわせて、対象地区外への参加もしていただけるというふうに考えております。今のところ篠山市の医師会であったり、ささやま医療センターの G 病院長等とも調整をしながら、また薬剤師会とも調整しながら、この日程でいきたいということで、事務局案として提案をさせていただきます。以上です。</p>
委員長	<p>スタッフの数とかはもう決めてるんですけど。</p>
事務局（課長）	<p>今のところですが、医師につきましてはそれぞれ 2 名体制でお世話になりたいというふうに考えております。それから、薬剤師の方につきましては、丹南並びに篠山、比較的対象者数の多い所については 3 名、その他については 2 名の人員が必要では無いかというふうに考えております。そ</p>

	れ以外に薬剤師を補佐するという形で、保健師につきましても、丹南、篠山につきましてもは6名、それ以外につきましてもは3名程度配置をさせていただいて、受付等にあたる一般職員につきましてもは、20名から25名程度でそれぞれ会場の運営にあたりたいというふうに考えております。
委員長	はい。今はあくまで案ということですが、これについてのご質問なりご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
A委員	すみません、この一次二次三次というのは、要は面積の広がりの問題ですか。地域性で分けられたということですか。
事務局（課長）	一次はまず、子供さんがおられる世帯を一次配布という形でさせていただいて、二次配布以降につきましてもはそれ以外の一般の方を対象として配布していきたいと考えております。
A委員	それが僕らの感覚で言うと、ドクターが各2名ついておられるのでそこでチェックをして、たとえばアレルギー反応とかがわからなかった方を次回の二次選考にするとか、そういう意味ではないんですよね。たいていそう考えてしまうもので、スクリーニングみたいに。あと、3歳児以下と妊婦、授乳産婦に関してはどういうふうに。この前の講習会の時に婦人科の先生もいらっしやっってね、当然あそこでも言いましたけども、妊産婦は絶対に服用すべきなんですよ。それから、3歳児以下でも当然服用すべきなんですよ。ただその場合に、僕実は小児科の先生に聞いてきましたけど、実はそんなに量的にはシビアになる必要はまったくないよ、ということだったんですけども、やっぱり親御さんは心配なさいますのでね。そういった意味での窓口というのは絶対に必要かと思うんですけども。一番影響受けやすいですのね。まずはここらへんだと思うんですけども。その次のステップとして何か考えてらっしゃるんですか。
事務局（課長）	健康課が母子等の関係部署ですので、そのあたりと調整を取りながらですけども、妊婦用等特別に枠として設けているわけではないです。
A委員	というのはね、二次配布で3歳以上の方の場合には、授乳産婦も入りますよね。まあドクターが要るからいいってことですね。現場の判断ということで、何か特別に、まあ医師会が付いてらっしゃるので、3歳以上の二次配布の時には産婦人科の先生あるいは小児科の先生もいらっしやるというふうにとらえてよろしいんですね。
事務局（課長）	今のところそこまでの配慮というか、医師の先生の配置までは考えてはいないです。
A委員	そうですね。一次と二次の違いってたぶんそれだと思うんですけども。それはもう現場での各論になると思いますのでまたまた詰めていただいたら結構かと思うんですけども、かなり神経質になられるところだと思いますの

	で。
F 委員	考え方から言うと、妊娠してる方は一次配布に入れたほうが良いんじゃないですかね。これ優先順位ですよ。
A 委員	現場としては絶対に産婦人科の先生と小児科の先生がいるというふうにお聞きしたんですけども。ですから、ハイリスクのグループを集めるんだったら、それが二次でも三次でも構わないですけども、何らかの枠が必要なんじゃないかなと。現場で対応できない人が来た場合のことを考えると、ハイリスクの人に焦点を合わせておいた方がいいかなと。もちろん透析関係に関しては既に把握してらっしゃるでしょうから構わないと思うんですけども。問題点はそこらへんですよ。それで、前の時に保健師さんに、篠山市の今の乳幼児健診の人数をお伺いして、まあ大した数じゃなかったもので、事前に連絡するという個別的な問題で解決なさるのかなと、僕は勝手に理解をしてたんですけども。そこらへんのことをわかりましたらまた教えてください。
C 委員	たぶんリスクのことを考えて、この一次配布二次配布というのは非常に有効な考えだと思うんですけども、やっぱり篠山って老人が多くて、交通手段がない人もいて、近所のおっちゃんが乗せていってあげるよ、と言って乗せていってもらおうようなところもあると思うんですけども、そしたらその人らがいつ来たらいいのかといたら、3歳以上18歳以下の子供がいるおっちゃんが隣のおじいちゃんを乗せていってあげようか、ということができないので、すべての人にやるんであったら、この一次配布二次配布というのをもう取っ払っちゃって、来たい人は来るだけ来たほうが事前配布の確率が上がるんじゃないかと思うんです。日にちもずっと日曜日でしたら、日曜日に来れない人はどうするのかとかいうことになってくるので、もう来るもの拒まずで全部やっていったほうが事前配布の意義があるんじゃないかと思います。
委員長	はい、事務局。
事務局（課長）	施設の収容人員の関係もございますので、3歳以上18歳以下の方であれば、ある程度それぞれの地区の人数等も確定しておりますので、まずはその段階で一次配布をさせていただいて、そこに参加できなかった方等については二次配布三次配布または診療所での配布というのも随時、ということも考えておりますので、そういう形で参加していただければいいのではないかなというふうには考えております。
A 委員	あらかじめ対象者に、肺炎球菌ワクチンじゃないですけど、希望する日を確認してからやっても構わないんじゃないですか。みなさんこれは結構綿密に計算されて、収容人数であるとか職員の配置とか考えて決められたん

	でしょ。ですからそれはそれでいいと思うんですけど、その中で篠山市民の動向を先に調べてもらって、希望日でもはがきで返送してもらったら用意する数も確保できるし。そういう事前の調査っていうのは何かあるんですか。
事務局（課長）	今のところは、全市民に案内をさせていただいて、それぞれ都合の良い所へ来てくださいという形です。
A 委員	地区で分けるという考え方ですよ。その考え方と、時間、日で分けるという、両面の考え方ができるでしょう。さっき C 先生がおっしゃったように、都合の良い日で考えたほうが良いのかもしれないし。だから何かアンケート調査か何かで、はがきを出して希望日とかを聞く方法も一つかなと思っただけで。一緒にするといかんのですけど、肺炎球菌ワクチンでも犬の予防注射でもそうですけど、何か傾向でもわかればそれに合わせてできると思うんですけどね。
E 委員	3 歳以下でしたら、丹南健康福祉センターとのつながりのほうが強いんじゃないかと思うんです。何歳児健診で常に健康福祉センターに行きますし。だいたい同じ年代の子供が 300 人ぐらいだと、3 歳児以下でだいたい 900 名というか、1,000 名には満たないと思うんですけども。丹南健康福祉センターからだったら健診の日だったら広報もしやすいかなと思います。そういう機会を A 先生もおっしゃるように利用されたらどうかなと思います。3 歳児以下に関してはですけども。
F 委員	3 歳児以下はどうすることにしたんです。結局シロップですか、3 歳児以下は。
A 委員	うちの小児科先生とか民間の小児科の医師会の先生にお聞きしたら、最近シロップを求める人っていうのは 100 人に 1 人だということなんです。散剤のほうが保存も利くので、それをスプーンに乗せて飲んでもらったらいってという考え方もいいですね。シロップにすると保存が利かないんです。
F 委員	要するに今までは 3 歳以下のことをどうするかっていうのは。
A 委員	ペンディング（保留）されたままです。それを小児科と薬剤師会と話し合っていたかということでは止まっています、確か。
事務局（部長）	3 歳未満につきましては、これまでの講演のお話等聞かせていただいて、やはり粒状のものを個人が割って細かくして投与するのは非常に難しいんじゃないかというようなご意見もいただいていたので、今のところ 3 歳児未満については、現段階では配らないと。ただしいろいろなヨウ素剤を製造販売しているメーカーに聞きますと、3 歳未満にも飲んでいただけるようなものを開発中であると。
A 委員	ドライシロップをね。ドライシロップですから乾燥してるんですよ。いざ

	となったら水に溶かしたらいいという。
事務局 (部長)	そういうことをメーカーから聞いておりますので、平成 27 年度は 3 歳以上の方対象ということは今考えています。ただ当委員会で、年齢ごとに目安をつけて錠剤を割る、というような方針を出していただいたら配ることができるのかなと。我々職員は薬についてあまり詳しくない中で、お話を聞く限り 3 歳以下への配布は厳しいということで、今年度については 3 歳以上の方を対象にしております。
A 委員	いざとなればね、乳鉢ですりつぶすくらいは簡単ですよ、というふうに参加された方からはお聞きはしたんですけども、では具体的にシステムとしてそれを取れるかどうかはちょっと待ってくださいというようなお話だったと思うんですよ、前の会議の時に。そうこうしてる間にドライシロップのほうができますので、そしたら安全に備蓄もできますのでね。ただしそこで小児科じゃない先生から、子供というのは体重がどんどん増えていって、kgあたりの薬用量がどんどん変わっていくけどどうなんだ、という質問が出ましたけども、はっきり言ったら今回投与する量というのは通常必要量の 300 倍とか 200 倍とかそういう量ですので、そんな厳密な量を気にする必要はまったくないということで、議論も収まったと思ってます。
委員長	はい。他、何かございませんか。
副委員長	すみません、もう一度確認したいんですけど、一次配布で 5 箇所ということですね。先程おっしゃっていただいた二次配布は、3 歳から上はすべてですよということで、いわゆるお年寄りの対応はどうするのかと。車を運転する人は、我々の地域ですと城東公民館まで行けるけれども、いけない人も結構あると。そういうふうな人がもし必要だということになれば、それはどうするのかという、その対策がこの中に含まれてないんじゃないかと。むしろ一次配布のところで、できるだけエリアを縮めて配布されようとしてるんですから、逆にお年寄り用ということからすると、一次配布に入れてもらったほうが行きやすいというふうなことはあるんですね。だから、先程も議論出ましたように、一次配布と二次配布の違い、一次配布で漏れた分を二次配布でやるんだというお考えじゃないかと思うんですけど。
事務局 (部長)	一次配布については、資料 2 の表の上を書いてありますが、「篠山市内に住民登録のある 3 歳以上 18 歳以下の方とその世帯の方」、同一世帯の方を対象にしていますので、まずやはり若年層の配布を優先しようというのが一次配布でございます。
副委員長	それはわかります。
事務局 (部長)	二次配布については、そういうお子様が世帯におられない方に配ると。三

	次配布で、一次にも二次にも行けなかった方を拾う、あわせて、ここには書いておりませんが、診療所においてはそれ以降についても、逐次来ていただいた方に対して配布を考えていると。副委員長がご心配されましたように、ご高齢の方については時間的な制約であったり、ご家族がこの時間に帰ってきて車で送ることができないというような場合については、診療所配布というもの、そこには書いておりませんが、そういったところでも掬っていきたいと言いますか、
副委員長	もっと細かくしますよという、そういう意思表示でいいわけですね。
事務局(部長)	そうです。
副委員長	わかりました。
委員長	他、何かございませんか。
G 委員	これは配布の説明会に夫婦 2 人とも来ないと、アンケート用紙をあらかじめ渡しおいて夫の分も奥さんが持ってきたというような場合には出せないんですか。本人が来ることが必須ですか。
事務局(部長)	ご質問のとおり、一次配布はお子さんがおられるところが対象なんです、たとえば世帯主の奥さんが、子供 2 人分と自分と旦那さんとおじいさんおばあさんの分をすべて一緒に申請していただいて、1 人の方に同一世帯の方の分のチェックシートをすべて事前を書いていただいて、それを見て配布するというを考えております。
G 委員	ということは、チェックシートはあらかじめ配られるんですか。その場で書くのでは間に合わないですね。
事務局(部長)	事前に配布します。ただし世帯の人数分の配布とはいかないので、コピーをとっていただくようなことをお願いする場合もあろうかと思えます。
A 委員	いや、それは今の G 先生の話じゃないですけど、自宅でコピーはおかしいでしょう。配布する枚数は、選挙の投票用紙じゃないですけど、個人の名前が最初から入ってるところにだけ配るべきじゃないですかね。たとえばアレルギー反応とかね、かなりシビアな問題になってくるので、個別の識別ができないというのは、あとから記入するにしても、ちょっと問題じゃないかなと思うんですけどね。けっこう大事な用紙になると思うんですよ。できたら、次回でも結構ですから、医師会のガイドラインに載ってたチェックシートを委員のみなさんに見ていただいて、どうなのかということを見ていただいたらご理解いただけると思うんですけどね、その重要性が。
事務局(部長)	わかりました、準備します。
A 委員	はい。これは資料としてどうしても必要だと思います。
D 委員	今の段階では 3 歳未満の子供については、緊急時においてしか配布されないということですよ。

事務局 (部長)	はい、現段階の事務局案はそういうことです。ただし、また検討委員会等で、先程申し上げましたように、1歳だったら半分というような方法で配ったほうがよいということになれば、それに事務局は基本的に従うというふうに考えております。
A 委員	それはこの場で議論すべきですか。どうしたらいいですか。
委員長	検討委員会だけじゃなく、専門の方とご相談して、それをもって市の考え方を決めて、検討委員会にかけると。G先生やA先生には専門家として入っていただけてますが、検討委員会で先に答えは出さないと思いますけど。
事務局 (部長)	そうです。失礼いたしました。
委員長	先に専門の方に十分聞いてください。
D 委員	緊急時には、今の段階、ドライシロップ等がないという段階で、緊急時配布の時にこの資料1の中では、薬剤師さんがシロップを作って配布するというシチュエーションはないということですよね。
事務局 (部長)	拠点配布を考えておりますので、3歳児未満の方にはそこに行っていれば提供できるというような仕掛けにしたいというふうに考えております。
A 委員	シロップを作るんですか、その場で。それは薬剤師会の了解とかは。
事務局 (部長)	いえ、
A 委員	そうでしょう。それが現場で難しいからそれを言ってるんであって、ちょっとその返事は今しない方がいいと思います。少なくとも緊急配布というのは緊急であって、やっぱりメインとなるのは事前配布であって、事前配布で補えなかったところを足すだけであって、あくまでそれ以上のことができるわけじゃないというふうに理解していただいたほうが良いんじゃないですか。私が総括するつもりはないですけども。
F 委員	ちなみにヨーロッパは割れる薬を配ってるんですよ。5つぐらいに割れるようにあらかじめ筋を入れたやつを配ってるんですね。それで対応してるんです。
E 委員	小さい乳児はともかく、ある程度大きくなったら、たとえばヨーグルトに混ぜて薬を飲むとかお家でもしてますけど。中にはたとえば2歳の子をもってるお家の方で、希望される方もあるかなということは思うので、事前配布を希望される方は何とかして自分で飲まれるということも考えられるんじゃないかと思うんですけどね。
F 委員	というか、いずれにせよ事前配布までに決めておかないと、絶対に「なんで0歳から3歳までは配ってくれないんだ」という話になるから、それを決めておかなきゃいけないですね。皆に配るのに子供だけ配ってくれないとなったら一番不安がってしまうから。

C 委員	ちょっと脱線しますが、A 先生、たとえばね、1 錠をペットボトルに入れて、20 回ぐらい混ぜて飲ませたらどうなるんですか。
A 委員	溶けません。それより一番いいのは、お母さんが口の中で噛み砕いて口移しすることです。そういう方法はあるんです。でもそれを言うべきかどうか、実際にはヨーロッパでもそれをやるんですけども、それが一番確実です。ただ保管の問題がありますのでね。それと量を気になさる先生がいらっしゃったので、そういう言い方をしなかっただけです。あんなのは半分にして 100 倍くらいじゃないかというけども、なんべんも言いますけども、これは吸収されるお薬ではなくて、余分なものは全部出ていきますので。大人に投与する量も必要量の 300 倍なんです。半分だったからだめかという、そういう問題じゃない。子供の体重あたりの量を気にするような問題ではないんです。それよりも飲ませることのほうが大事です。一応これは小児科の先生に確認を取っておりますので問題ないと思います。ただ噛み砕いて飲ませろというのはちょっと、担保が取れませんでしたので。緊急の場合にはそういうふうにしなさいと言うつもりではおりますけども。C 先生がおっしゃったように、ものすごく溶けにくいんですよ、この薬。それをやるとかえって足りないことのほうが心配だし。すごくたくさん飲まないうえに、ということですね。
E 委員	やはり緊急の場合は、丹南健康福祉センターですね、普段から乳幼児の方がよく通われているので、そこでの対応が中心になるのかなと思いますけども。
A 委員	丹南健康福祉センターも困ると思いますよ、まだ今行かれても。まだ決まっていなから、それはちょっと健康福祉センターもかわいそうだと思いますけど。
B 委員	子どもは 3 歳未満だとやっぱり欲しいと思うのが人情だと思うので、配れるような方向で検討すべきだと思うんです。それと、新しい薬、子供が飲める薬ができる時期にもよると思うんですけど、それがあらかじめ近い時期だと分かっていたら納得がいくと思うんですけども、それがわからないとかだいたい先になるようだったらやっぱり、
F 委員	それは発表できることではないから。
B 委員	じゃあわからないと。それだったらやっぱり、配れる方向で検討したほうが良いというか、親の立場だったらそう思うと思います。
委員長	いずれにしても今出てますように、年齢該当しない人あるいは自分で行けない人とか、具体的に言えば言うほど、問題がたくさん出ると思いますから、まだまだ事務局としても詰まっていますし、3 歳までの人はこういうルールだから仮にだめならだめで、ではそれはどうするかというよ

	うなことを、きちんと今後専門の人と相談して、市民のみなさんのためにやろうとすることでかえって混乱しないように、まだまだ十分煮詰めてください。
A 委員	それと、あまり神経質にならない方がいいんじゃないかと。私はこういう立場で、専門家だからこういうことを言うと何ですけどもね。アメリカのテネシー州で事前配布を何年か前にやって、一番何が効果があったかという、住民意識の高揚です。海外旅行の時に自分の常備薬を持っていけるかどうかということはすごく安心材料になる。慌てるか慌てないかということは余裕を持った避難行動にもつながります。ですから、その薬の有効性よりも、よく F さんが言うてはるとおりとっとと逃げたほうが良いんですけども、いざという時にもう一つ自分で選択できる手段があるかどうかということ、アイテムを持つかどうかということが一番大事なことでして、その量とか方法論にあまりとらわれない方がいい、と言うとここで議論してきたことをぶっちゃけるのかということになるんですけども。ですから、行政の役割というのは、市民の安全を心理面でもサポートするということだと思いますので、ちょっとそのへんをあまり杓子定規にならずに考えていただいたらどうかなと思うんですけども。
委員長	はい。他には。
副委員長	一点だけお伺いしておきます。これは自治会長会にとっても非常に重要な話になってくると思いますので、然るべき時期に自治会長会の理事会のほうへ報告をいただいて、ある程度の話がまとまった段階で結構ですので、このことに備えるという形を取っていただけたら嬉しいと思います。それだけお願いします。
F 委員	あと一点、新聞で 18 回って書かれたと思うんですが、それはこの 13 回ということですか。新聞でこのあいだは 1 月から 3 月の間に 18 回って書いてあったと思うんですけど。
事務局 (課長)	一次配布の部分が 1 日に 2 回開催しますので 10 回と、(二次配布) 6 回 (三次配布) 2 回ということで、計 18 回の開催を予定しているということです。
F 委員	18 回でいいんですね。わかりました。
G 委員	ちょっとよろしいですか。緊急時配布のほうで、もし拠点を置かれるならその時ぐらひは、篠山市に住民票がなくてもこの事業所に務めている人も対象にするくらいの度量を持たないと、混乱のもとになると思うので、是非検討してほしいです。
F 委員	非常に良いと思います。
委員長	はい、よろしいでしょうか。そしたら、貴重なご意見をいただきまして、また事務局で整理をしまして、次回にはまたご報告させていただきたいと

	<p>思います。</p> <p>次に、4. その他にいかせていただいて、また事務局からお願いします。</p>
--	--

4. その他

(1) D 委員からの資料提供

事務局 (課長)	<p>はい。D 委員から資料提供いただいた分が、参考資料 1 から 3 に渡る部分です。</p>
委員長	<p>委員さんから言ってもらったらいいですか。</p>
D 委員	<p>はい。私がこれについて気になったのは、ヨウ素剤の事前配布において規制庁が何を一番気にするのかなというところで、回収しないとイケないということになっているじゃないですか。それが未回収があるということがたまたま NHK のニュースになっていたので、参考資料として入れていただけないかということで事務局にお願いしたんですけども。これを読んでいただくと、少なくとも 5 自治体で転出者から未回収であると。ちゃんと回収されてないから、管理を徹底することが必要なんじゃないかという趣旨なんですね。これがおそらく篠山市にも、配布した後に必ずチェックされる場所なんじゃないかと思ひまして。転出することもよくあることですし。私は最初、規制庁が気にするのは医師の説明をきちんと受けたかどうかということについてすごく神経質にチェックするのかなと思ひたところ、そうではなくて、そこもあるかもしれないですけども、配った後の管理体制について、国なり規制庁が監視をしていくというようなことがあるんじゃないかと思ひまして。それをご紹介したかったということです。参考資料 2 と参考資料 3 については、たまたまそういう記事があったということで、読んでおいていただければいいかなと思ひまして、入れていただきました。</p>
委員長	<p>はい。これについて何か。</p>
F 委員	<p>このヨウ素剤の回収ということに関しては、これは 5 km でしょう。だから僕らは前提が違ってるんですよ。ちょっとひどい話だと思いますよね、おそらくこれはどこに文句をつけるか考えてひねり出したようにしか思えないけども、5 km 圏内の人に配って、5 km 圏内から出たら返せということですよ。</p>
D 委員	<p>そうです。</p>
F 委員	<p>僕らは 45 km で配ろうとしてるわけだから、この考え方で行くと、配っちゃいけないという前提ですね。</p>
D 委員	<p>そうです、配っちゃいけないのを配るからこそ、なおさら返す仕組みはどうなってるんだとおそらく聞かれるんじゃないかなと思ひたんです。</p>

A 委員	なんで返さないといけないんですかね。
D 委員	返さなくてもいいんですかね。
A 委員	いいんじゃないですか、正露丸よりも安全ですよ。
D 委員	これはどうなんですか、別に配るだけ配ってあとは回収しないという・・・
委員長	篠山市はもともとルールにない所、国からしたら配らなくてもよい所を配ろうとしてるわけで、でも配るにあたってはお医者さんとか協力を得て説明をして配っておるわけですから、国から言ったら全然ルール外やから、むしろ相手にもしてないような感じですけど。
D 委員	じゃあもう最初から回収することは考えてなくて・・・
委員長	ただしきちんとした形で配るんですよ。配るときにきちんと説明をして、それは国の基準に則って配るわけですから。
G 委員	たぶん家で飲み忘れてる薬のほうが危ないですよ。
委員長	やっぱり F 委員が言われたように、国もいろいろと考えられていると思います。注意すべきところはして、問題提起しようということ。
A 委員	これ、1 日だけ報道されて、後は続きませんでしたでしょ。こんなのはナンセンスなんですよ。第一副作用も、アレルギーのない人に配ってるわけですから、飲んでもアレルギーは出ないです。他の人が飲むとか、そんなことまで想定していません。それは回収以前の問題です。
D 委員	じゃあこれは全然気にしなくていいですか。
F 委員	気にしなくていいと思います。
D 委員	たとえばですね、事前配布で得た薬をインターネットで転売したりとか、そういうふうなことになって、万が一それが公になったとかいうことは・・・
F 委員	それはもうその個人の判断でしょう。
委員長	そうですし、あれは 1 個何円でした？
A 委員	6 円です。
委員長	6 円ですよ。
D 委員	でもふつうは買えないですよ。
A 委員	いや、買えます。
D 委員	買えるんですか。6 円ではなくもっと高いですよ。
A 委員	末端価格は知りませんが、それを言うならば、眠剤なんかいくらでも売られてますよ、といたら怒られるかもわかりませんが。
F 委員	末端価格で今 80 円です。
A 委員	はっきり言ってこの薬はものすごく安全ですからね。のどぬーるを飲むのと同じことですから。
D 委員	じゃあそんなに心配しなくてよいということですかね。

E 委員	でも管理名簿みたいなものは作るんですよね。
委員長	台帳をね。
A 委員	もちろん配布したということは。あとは自己管理でしょう。
D 委員	あとの薬の管理までは市はしないと。
A 委員	イソジンガーグルを会社が福利厚生で配って、あとでイソジンガーグルをどのように使ったかということまで追求しませんでしょ。それと同じことです。それぐらいのレベルです。
F 委員	それよりも安全ですね。
A 委員	風邪薬よりもね。そう私は思いますけど、G 先生いかがですか。
D 委員	法律にも何も抵触しないということなんですかね。
G 委員	ただ 5 年ぐらいの有効期限が書いてあるので、
F 委員	日医工は 3 年ですね。
G 委員	それが書いてあるので、いわゆる医療法でいえば、その時点で持ってきたら新しいものに替えるのが本当は正しいんだろうとは思いますがね。
E 委員	篠山市の場合は、事前配布でもらって家に置いておくというよりは、たとえば福井県の海沿いへ旅行に行くときは持っていった方が安全ですよ。
F 委員	そうです。財布に入れといたらいいんです。
E 委員	篠山市に置いておくよりはね。
委員長	はい、よろしいでしょうか。そしたら次に行かせていただきます。E 委員からの資料提供ということで、E 委員お願いします。参考資料 4 ですね。

(2) E 委員からの資料提供

E 委員	参考資料 4 で、これはうちの職場でこの夏に、防災係の酒井さんに来ていただきまして、避難所生活で困ることは何かということでワークショップをしました。一つのグループ 7,8 名で話し合ったんですけども、職員に加えて保護者の方も加わって話をしました。地震のこと等も話し合ったんですけど、原子力災害のケースについて、ここに資料として出させていただきました。やはり、原子力災害を取り上げて研修することで、関心としては高まっているというふうに思います。それで、今年の冬にヨウ素剤の DVD ですね、A 先生の DVD も観ていただきましたので、原子力災害のリスクが篠山にあるということも、皆知っておられます。屋外に出ないですとか、防護対策をきちんとするとか、そういうことの共通理解というのは深まっていたと思います。ただ、安定ヨウ素剤のことについては、ここでも出ましたけども、その丸薬を飲めない子もいるとか、どういうふうにしたら手に入るんだということを言われてましたので、ここで下線部としてこういう対処が必要だということを書いているんですけど。やはり配布に
------	--

	<p>ついで市の方針が伝わってないので、それをやはり市民のほうに伝えてほしい、また学校等にも伝えてほしいと思いました。それで、今現在では、学校で教師が子供に飲ませるということについては制約があるので、今度どういうふうに決まっていくかということもありますけど、家庭と学校の役割分担について共通理解が必要だというふうに思いました。また情報も、今日話が出ましたけども、防災行政無線で伝わってくるか、いったいどういうふうな非常事態だということが伝わってくるかということも大事です。その方法を確立してほしいと思います。また、「逃げたらいいやん」というふうにおっしゃる方も結構いたんです。これは「とっとと逃げる」という言葉のように、やはり逃げたほうが良いというふうに思っておられる方もあって、じゃあどこへ逃げたらいいやのかということも場所としてはみなさんはっきりわかっておられないんですけども、南かな、西かなというふうなことをおっしゃってましたので、やっぱり逃げるというのも一つ重要な身を守る手段ということで、これも伝えていく必要があると思いました。これはパーソナルシュミレーションということになるかというふうに思います。酒井さんにお世話になってこういうワークショップをしました。またこういう研修ができたらなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。これについて何かございましたら。</p>
<p>A 委員</p>	<p>これから研修を行っていただく時、是非これだけはお願いしたいんですけど、気軽に飲めるような雰囲気づくりみたいなものがほしいですよ。東北でも一番困ったのは、持っていてもお母さんが飲ませられなかったりとかね、劇薬指定になってましたからその気持ちはわからなくてもないですけど、赤ちゃんが1錠誤飲しても吐かせる必要のない薬なんです。そういう認識で、それよりも飲まなかったときのことを考えて、もっとう、情緒に訴えるつもりはないんですけど、神経質にならずにというのは専門家としてあるまじき態度かもわかりませんが、もっとう垣根を低くしていただきたいですよ。投与にあたってとか、いろいろ考えてらっしゃるのも、教師の責任についておっしゃってるのももちろんわかります。ただ、もちろんチェックシートも配ってるわけで、それに合格した人ですから、免責という事項が非常に大きい部分だと思ってるんです。あとでまたそれは各論の時に言うつもりだったんですけどもね。医師免許を持ってない人がその場において服用しなさいと言った場合、それでもあとで副作用が起こった場合どうなるのかということをお心配なされることもあるかもわからない。でもアリナミンA飲みなさいって言ったらいくらでも飲むでしょ。それと同じことなんです。その程度のものです。だから、僕はちょっと言い過ぎなのかもわからないけども、とにかく飲めなかった時のことのほう</p>

	<p>が垣根は高く、後々後悔させたくないという、その気持ちのほうが大きいんですよね。この会議3年かかって最初に言ってたところまでようやくたどり着いたわけですよ。言うてはなんですけど、C先生、最初に僕が言ったように、地方自治体ができることは知れてるんですよ。ごめんなさいね。国の原子力政策があつて、その枝葉末節に対して地方自治体ができることって知れてるけども、強いてそこで篠山市の特色を出して心意気を示すならば、これだけのことをしましたよという足跡を残すことというのは知れてるけども、いろんな法律であるとか問題があるし、でもその中でここまで事前配布の部分は僕は良いと思ったのでここまでやってきたわけですね。最初に地域の医師会や薬剤師会の方にとにかく是非参加してもらうように言つて、実際の話が、僕はその代表だと思つてたけど実はそういう認識でもなかった、とここで愚痴を言うつもりはないんですけども。だから、共に歩いてここまでやつて来たわけですのでね、何よりもそんなにシビアなことではないという認識を、みなさん方が眉間にしわ寄せて話をなさると、聞いている住民の方はもっと眉間にしわ寄せることになるんですよ。</p>
H 委員	<p>事前配布をするにあたって、たとえば学校現場で子供たちにヨウ素剤の基本的な知識なんかを教えるというか聞いてもらう機会というのは難しいですかね、そういう場を設けるのは。</p>
F 委員	<p>設けたいですね。</p>
E 委員	<p>うちの先生とも話し合つたんですけど、私はしたらいいと思つてるんですけどね、ただ、与薬に責任を持つ立場としては、たとえば「学校が飲んでくださいと勧めた」というふうに受け止められるというふうに認識されるんですね。もちろん飲むことは必要な薬なんですけども、学校から勧めるということについて、ちょっと抵抗があるみたいです。</p>
H 委員	<p>勧めるというか知識を持ってもらうということですけど。</p>
委員長	<p>その部分は、教育委員会に預けて、教育委員会が判断することであつて、E委員が今答えを出してはだめだと思います。教育委員会のほうへ事務局から責任を持って伝えて、学校がどういうふうにするか、委員さんからこういう意見が出ているということも含めて、それは教育委員会あるいは学校で判断させていただくべきではないかなと。</p>
E 委員	<p>是非そういうところへ話をつないでほしいと思います。</p>
委員長	<p>はい、それは事務局の責任ですから、それは教育長含めてまた検討はさせていただきますかと思つています。</p>
E 委員	<p>私も原子力防災の、放射能から身を守るということを普通に考えられるようになったらいいなと思つまして、このあいだ酒井さんにも来ていただい</p>

	<p>たんですけども、酒井さんも研修で原子力の話というのはされていくような方向ですか。今までは地震とか水害とかの話は出張してされたと思うんですけど、原子力の話も今回お世話になって、ああいう話もしていったほうがいいというふうに思うんですが。</p>
委員長	<p>水害等の対策も、地域でやっていただかないといけないことがまだ市全体に行き届いてないので、何もかもとなったらなかなか大変だとは思いますが。</p>
F 委員	<p>でも酒井さんの話ができただけでも進んでると思いますよ。というのは、今度京都市のある学区の小学校の講演に呼ばれるんですけども、前提として内部被曝は絶対言ってくれるなという、ものすごく強烈なのが来たんですよ。文科省に睨まれることを校長先生が怖がってるから、内部被曝のことは絶対に言わないでくれと。</p>
A 委員	<p>でもそれは医師会のガイドラインにも載ってることでしょ。言うなっていうのはそれはちょっとわからないですね。</p>
F 委員	<p>そういう圧力がかかることもあるということですね。それが全く正しいとは僕は思いませんが。</p>
E 委員	<p>今回酒井さんには、市の事と、他の災害とあわせて原子力も話していただいて、内部被曝についても話してもらいました。</p>
副委員長	<p>去年 11 月に、大熊町の避難所へ行かせていただいた時に、今まさに A 先生がおっしゃっていただいたとおりの、ある小学生のお子さんを持たれたお母さんの話を思い浮かべるんですけど、私はヨウ素剤を持ってたけど最後まで飲ませられなかったと。今になってそれが悔しくて悔しくて、という話を聞かせてもらったんですよ。まさにその話やなと思って今聞かせてもらったんですけど。いわゆる安定ヨウ素剤でどれだけ助かるのかということをしっかり我々は認識しないといかんのかなというふうな思いはして帰ってきたんですけども。</p>
F 委員	<p>怖くて飲めなかったんですね。</p>
A 委員	<p>よくありますのがね、病院でも治療って怖いんですよ、抗がん剤の治療でもお薬でも。薬の副作用ばかり一生懸命言われたり、副作用が怖くてその治療はしないっていう方もいらっしゃいますからね。でもそれは我々の一つの責任でもあると思うんです。その必要性を認識してもらうというのは、それこそこの会の意義でして、そのために我々やってるわけですから。教育訓練ですよ。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。そしたら次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>そしたら次、F 委員からの資料提供ということで、お願いします。</p>

(3) F 委員からの資料提供

F 委員	<p>はい。まず参考資料6と7を見てください。神戸新聞と丹波新聞ですね。9月6日に、消防団の研修会でお話ししました。今回340人集まっていたんですけど、去年は500人集まっていたいて、毎年防災の日絡みでやってるんですけど、初回は班長級以上250人だったかな、だから多少漏れはあると思いますが、一応ほぼすべての団員の方が一度は講演を聞いていただいたということですね。あとですね、消防団は既に非常時用の合羽を全員分買ってるんですけども、今回それに加えて、いざという時のゴーグルと、それから少し精度の高いマスクをさらに購入していこうということの方針化しました。ゴーグルは、放射線障害として白内障になるということが言われていて。これは偶然なんですけどね、前の日ささやま荘に泊めていただいたんですけど、朝温泉に入っていたら篠山出身の方が、日本ロービジョン学会というものの理事長をされていて、今理事になったらしいですが、その方にお話をして、縷々お風呂の中でいかに目を守る事が大事なのかということを知って、それをそのまま講演に反映してですね、ちょっとプラスアルファの知識を一つその先生が災害対策で是非伝えてくれと言ったのは、とにかくコンタクトの着けっぱなしで目をひどく傷めるケースが非常に多いと。だからコンタクトは、水で洗えない場合は必ず取って、専用のもの以外では洗うな、要するに使うなど。着けっぱなしによる目の障害が、東北の時に一番多いのはそれだったとおっしゃってました。実際の災害の時というのはいろんなものが飛ぶので。あとゴーグルは火災の時にも着けたほうが良いということをしごく言われてました。いろいろ有害物質が飛ぶのでね。だから、消防団は普段から使えるので、それを含めてゴーグルをプラスしよう。あと質問でね、僕はとっとと逃げるといふ話をするわけですよ、それが十分通ったうえで、消防団が誘導すると言った時に、「俺らはとっとと逃げるんですか、誘導するんですか」という、そういう質問がありました。僕はそれが来たらどうしようかなと思ってたんですけども、それに対して部長さんが非常に的確に答えていただいて、「いかに避難誘導を早くできるのかということ自体を通じて、消防団も早く避難できるようにしよう」という、これが一番の回答だなと思いました。だから消防団自身も、どうすれば一番早く任務を終えてみんな避難できるのかという、その合理性を追求していこうという、これは見事な回答でした。そんなふうなことで、今回は消防団自身も実際の場でどうやって自分たちが対処するのかという話を深めることができたので、毎年深めることができていると思います。今日は北山さん居られない</p>
------	---

んですけども、ずいぶん活躍していただいているので、そのことのご報告です。

あとはですね、滋賀県関係をいろいろ持ってきたんです。まずは、全部読んでいただくといいんですけど、大津市の原子力災害避難計画。これ実際出てるものからページが抜けてるんですけど、抜けてるところは全部具体的な地域の避難所とかそういうことの数値なので、それはちょっと必要ないと思って、読むべきところだけ持ってきました。一番大きなポイントは、大津市は避難の対象 30 km というのをやめて、47 km という独自ラインを打ち出したと。47 km はどこから算定してるのかというと、飯舘村の距離です。飯舘村が、30 km から 47 km 圏のところは、現時点でも強制避難なんですね。住民が戻っていない、戻そうとしてる最中ですけども。それで、僕からすると 47 km よりも、もっとだよという気持ちはあるんですが、ただ全国の中で、30 km じゃないということを出した例なので、非常に価値が高いと思うんですね。伝え聞いたところによると、大津市は篠山市を参考にしましたと言ってるそうです。それで 47 km ということを打ち出して、それ以外はちょっといろいろ甘いなというふうな気はするんですけども、ただこれが出てきたことは非常に価値があるんじゃないかということで紹介しました。同時に滋賀県のほうもですね、ここは全体の形は変わってはいないんですけど、ただ細かく読んでいくと、さっき僕が紹介したことが、こっちの一枚もの（参考資料 8）の裏面の右の一番下の「安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備」というところですね、「県は、長浜市、高浜市と連携し、安定ヨウ素剤の備蓄を行います。」ということで、備蓄場所が、市が指定する避難集合場所、長浜市役所、高浜市役所、滋賀県版 UPZ 圏内の小学校、幼稚園、保育園等、ということで、小中学校、幼稚園、保育園に置いていると。具体的に余呉小学校は保健室のカギを入れる棚に入れてるということまで聞きました。だからこれは是非事務局のほうであたっていただいて、おそらくこれ相当いろんなことを考えてると思うんですよ。どう配るのかとか、責任体制どうなるのかとか、考えた知恵を是非教えていただくといいんじゃないかなというふうに思います。そういうことですね。それで、滋賀の方たちに、11 月 23 日に原子力災害のことで語ってくれということと呼ばれるんですけども、なんとここに大津市の担当者と滋賀県の担当者も来るというふうなことなので、是非僕としては、それぞれの計画、いろいろな制約の中でやってるわけですから、上から目線でだめだというんじゃないで、その計画に努力されてることはリスペクトしながらね、篠山市としてはやっぱり一番合理的なものとしてヨウ素剤の事前配布を決めてるんで、是非それをお勧めするという立場で話し合いをしてこ

	<p>よいと思います。だからこういうふうに他がどんどん広がってくるということは、篠山市にとっても対策を進めやすくなると思うので、非常に良い傾向じゃないかなというふうに思います。以上が滋賀県への関わりです。</p>
D 委員	<p>大津市の原子力災害避難計画を資料として出していただいたんですけども、篠山市のほうでも、今年度もヨウ素剤の事だけで終わりそうなんですけども、避難計画どうするのかというのを、作るのか作らないのかも含めて、ずっとそのままになってると思いますので。大津市のほうで篠山を参考にしてこれを作られたということをおっしゃったんですけども、篠山市が全く何も無いままでは、というのもあるんですけども、そういう議論も今後の委員会の中で進めていただくということを是非検討していただけないかと思います。</p>
F 委員	<p>ちなみにこれは、47 km圏にしたというところだけが良いので。あとは国の指針をそのまま引き写してるだけなんで、だめだししようと思えばいっぱいできちゃう。しかもすごく薄い。最初 26 ページあるんで 26 ページ読もうと思ったら、そのうちの 10 ページが避難所のリストで埋めてあるという、その意味では非常に薄いもので、ただそれでも 47 kmと言ってくれたことには意義があるという、そういう紹介です。だから避難計画とはとても言えないと思います。これ自身はね。</p>
事務局 (部長)	<p>D 委員のご質問にお答えします。避難計画も作る必要があるんですが、現在のところ我々としましては、原子力災害対策としての安定ヨウ素剤の配布服用基本計画、こちらがまずやるべきことだと考えておまして、これに添付する資料としてそういった表を作っており、それを文書化したものを進めております。まずはこれを作らせていただいてから、もちろんこれを検討するときに避難のことも頭に入れないと、これはできないんです。まずは配布服用基本方針を、またこの検討委員会でも議論していただきたいと考えています。</p>
委員長	<p>あと、大津市は女性の市長さんで、弁護士出身です。ですから、弁護士出身首長会というのがあって、結構それでうちの市長とも年に何回か出会っているはずなので、大津市は篠山市と市長さん同士でもともと交流があると思います。</p>
E 委員	<p>F さんの紹介してくださった資料の、滋賀県の原子力防災対策という一枚ものがあるんですけど、この中で、小中学校に安定ヨウ素剤備蓄ということで、素晴らしいなと思うんですけど、「滋賀県版 UPZ 圏内」と書いてあるんですけど、これは通常の 30 km圏内を広げたものですか。</p>
F 委員	<p>いや、30 kmという線もそんなに広げてなくて、30 kmにここまで含めようとかいうのが滋賀県版だと思います。大津の 47 kmというのはもう大きくそ</p>

	れを破ったということですね。
E 委員	<p>伝え聞いてるところによると、滋賀県版 UPZ というのはもうちょっと広いというふうに聞いたんですけど。おそらく、ここも含めたほうが良いというところも含めてはるんですね。それで、事前配布を、今後説明会の終わった後に随時診療所等で行っていくという話があったんですけども、診療所に一枚もののチラシがあるといいと思います。こういうものが診療所とか健康センターとかにあたりすると、日ごろからヨウ素剤の配布が診療所で受診すれば受けられるんだなというようなことを、たとえば病院に行った方がチラシを見て知ることができます。そういう意味で、日ごろからこういうものが病院の資料立てみたいなのところにあつたらいいなと思います。何か簡易版みたいなチラシを啓発用に作ってほしいです。重たい基本計画の一方で、こういう広く広めるような意味での一枚ものの資料のようなものがあつたらいいなというふうに思います。</p>
B 委員	<p>先程消防団の研修で、消防団員が活動で被曝する可能性があるから、その後の対策を考えて、記録をつけておくようにしたほうが良いですよということをおっしゃって、なるほどというふうに思ったわけですけども、消防団も、それから特に市の職員の方で、いざ何か起こった時に長期間被曝しながらの業務をしなきゃいけないという、最初の頃からそのことはずっと議論の中にたびたび出てきたわけですけども、まず無用の被曝をなるべく少なくする、今日も前半の一番最初のところで、人数こんなに要るんだろうかとかいう話が出てましたけども。そういう対策がまず必要だと思うんですけども、そのうえでどれくらい被曝したかとか、どれくらい働いたかという資料をきちっととっておくということも、その後たとえば電力会社に対して補償を求めるとか、何もなかったらそれも非常に難しくなるんじゃないかなと思うんですけどね。緊急時、今は事前対策が一番フォーカスが当たってるんですけども、緊急時のことも同時に議論していかなくちゃいけないと思うんですけども、その中でたとえばどれくらいかわかりませんが、特にならなくて業務として残らないといけない人は、たとえば積算の線量計をつけるとか、そういうことも考えたほうが良いんじゃないかなと思うんです。具体的なアイデアとか案はもっと詰めるというして、そういうこともちょっと、特に職員の方が一番被害があるかなと思うので、そういうことも考えていければと思います。</p>
F 委員	<p>そうですね、詰めていきましょう。あと、記録を取った方が被曝しないんですよ。意識ができるので。</p>
C 委員	<p>すいません、私自身ちょっと恥ずかしながら理解できないところがあって、A 先生に一回お尋ねしたんですけども、もう一度知識の整理だけさせてく</p>

	<p>ださい。IAEAの基準で甲状腺が50ミリシーベルトを超える市町が31市町兵庫県の中にあると提言の中にありました。これは、7日間の積算量でいいんですよね。そうしましたら、3日までは何もしなくても、この言い方では大丈夫だということなんでしょうか。それとも将来的に、7日間経たないとわからないことを推計してるんですか。</p>
A委員	<p>いや、1日の類推をしたらいだけですよ。その点その点でマキシマムを想定するわけですよ。</p>
C委員	<p>7日間の累積でしょう。</p>
A委員	<p>累積なんだけど、累積して最後に超えてましたじゃもちろん遅いんですかね。マキシマムになった時点でそれかける7です。</p>
C委員	<p>また勉強します。ありがとうございます。</p>
A委員	<p>要は、7日間で50ミリシーベルトでしょ、1日に直したら、</p>
C委員	<p>7ミリシーベルトですね。</p>
A委員	<p>だから7ミリシーベルト近くなってきたらストップでしょうね。</p>
C委員	<p>じゃあ、7ミリシーベルトの時点で、服用せずに逃げててもそれはどうもないんですか。</p>
A委員	<p>全然問題ないです。</p>
C委員	<p>これはもう50ミリシーベルトの勧告が出てますよね。14ミリシーベルトでもまだ飲まずに出て大丈夫ですよ。でも飲まずに3日間、ゆっくりとしたらだめなんですか、という方がいても、まず大丈夫ですよ。何が言いたいかというと、慌てなくてもよいということですよ。</p>
F委員	<p>もちろん慌てなくて大丈夫です。ただ、個人で7とか14とか測れないので、だからもう飲んじゃうほうが合理的ですね。</p>
C委員	<p>私も合理的だと思います。</p>
A委員	<p>個人の積算のこともありましたけどもね、放射線しか測れないんですよ。放射能は測れないんですよ。出てきたものしか測れない。そこにどれだけ放射能があるかというのは測れない、全部結果論なんです。ですから前もって準備をなささいということです。</p>
委員長	<p>はい、よろしいでしょうか。そうしましたら、一応今日予定しておりました分は以上ですが、この後はどうなりますか。</p>
事務局(課長)	<p>今日の分については以上でございます。今後につきましては、今協議していただいた事前配布の部分が中心になるかと思っておりますけども、それに向けての方針等が固まった部分をこの委員会でお示しさせていただきたいというふうに考えております。今日ご指摘いただいた点については、準備させていただきます。</p>
A委員	<p>あともう一つだけ、参考資料でチェックシートなんですけども、それを実</p>

	<p>際使われるのはドクターなんですよ。医師会にそのチェックシートを見せましたか。そこらへんはすごく大事なことで、このチェックシートは日本医師会の提示してるチェックシートなのでもちろんいいんだけど、篠山市ではこれにもう少しこういう項目を付け加えましょうというという意見は出なかったですか。それだけちょっと調整しておいてください。やっぱり実際に使う人間がそのシートのことを、僕はこの前説明しましたがね、医師会からこういうものが出てますということを行いましたけども、はいじゃあこれを使いなさい、ということではなくて、ネゴシエーションをちゃんとしていただきたいんですよね。篠山としてもこれを使うつもりなんですけど医師会のご意見を、という形のほうが良いんじゃないかと。C先生どうですか。</p>
C 委員	おっしゃる通りだと思います。
A 委員	それだけ担保を取っておいてください。
事務局（課長）	一応、以前の医師会運営委員会等でも、ガイドラインという形の分で、資料としてはお渡しはしていますけども。
A 委員	それは全体のガイドラインの中に含まれてるわけですからね。それは僕も言ったんですけども、やはりこれを使っていただきます、というのを出すことが必要だと思いますので。
委員長	こちらからガイドラインを提示した時点では、医師会にはそれほど理解をしてもらえていなかったはずなので、それは一つ一つ丁寧にやってください。
A 委員	特にチェックシートはちゃんと確認をしてください。
事務局（課長）	わかりました。
委員長	はい、そしたら以上で終わらせていただきます。

5. 閉 会

副委員長	<p>はい、慎重なご審議ありがとうございました。かなり話が前向きに動いていっておるのではないかなというふうに思います。本日はこれで終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。</p>
------	--